

佐賀県告示第 331 号

自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号)第 117 条及び第 118 条の規定による陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定める。

平成 25 年 10 月 31 日

佐賀県知事 古 川 康

区分	試験期日	試験場の位置	試験場の名称
男子	(筆記試験、口述試験 及び身体検査) 平成 25 年 12 月 14 日	神埼郡吉野ヶ里町立 野 7 番地 1	陸上自衛隊目達原 駐屯地